

令和3年 死亡災害 発生状況

船橋労働基準監督署

No.	業種	発生日	性別	年齢	発生状況	事故の型 起因物
1	土木工事業	2月	男	60代	ドラグ・ショベルを用いて、立坑の掘削土をダンプに積む作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルの運転手に指示を出していた作業員が、ドラグ・ショベルの後方に倒れている被災者を発見した。被災者は救急搬送されたが、同日死亡が確認された。本件災害の目撃者はいないが、現場の状況及び剖検から、被災者はドラグ・ショベルの旋回範囲に立ち入った際、ドラグ・ショベルの後部と土留め壁に身体を挟まれたものと推定される。	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械
2	その他卸売業	6月	男	30代	鉄板の出荷にあたり、天井クレーン(定格荷重5t、つり具:ハッカー)でつり上げた鉄板の脇で被災者が作業していたところ、つり荷が落下した。	飛来・落下 クレーン
3	社会福祉施設	7月	女	60代	従業員1名に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたため、被災者を含む従業員及び利用者に検査を実施したところ、被災者が陽性と診断された。被災者はホテル療養を開始した後、医療機関で入院加療していたが死亡した。	その他 その他の起因物
4	一般機械器具 製造業	8月	男	60代	被災者は、動作不能となった天井クレーンの点検中、隣接するクレーンのガーダー上を移動していたところ、8.59m下のコンクリート製の床に墜落した。	墜落・転落 クレーン
5	港湾荷役業	11月	男	60代	被災者は、荷積みされた線材の脇に荷崩れ防止のための角材を入れる作業を行っていたところ、移動してきたフォークリフトに積まれていた重さ約2トンの線材と荷積みされた線材の間に挟まれた。	はさまれ・ 巻き込まれ フォークリフト

令和4年2月末 現在

令和2年 死亡災害 発生状況

船橋労働基準監督署

No.	業種	発生日	性別	年齢	発生状況	事故の型 起因物
1	道路貨物 運送業	1月	男	30代	トラック運転手である被災者は、納入先のクレーンオペレーターと橋形クレーン(2.8t)を用いて、トラック上の複数本に束ねられたH型鋼材の荷降ろし作業中、H型鋼材の1つを束から引き抜くためクランプをかませ、被災者が引き抜きの作業補助のため当該H型鋼材を手で強く引っ張った際、トラックの側面から地上に転落し、その上にH型鋼材が落下した。	崩壊・倒壊 クレーン
2	その他の 建築工事業	6月	男	40代	S造の建築物解体現場で、廃棄物の仕分けをしていたと思われる被災者が倒れているところを発見された。背中に打撃痕があったことから、飛来したコンクリートガラ等が激突したものと推察される。	飛来 解体用機械
3	一般機械器具 製造業	6月	男	20代	出張先事業場敷地内で、被災者は同僚と車中で待機するよう指示を受けていたところ同僚に海を見に行くと言い残し、海へ向かって行った。その後、被災者の同僚及び上司が帰路に就こうとした際、被災者の姿を確認できず被災者を捜索していたところ、海中で溺死している被災者を見つけた。	おぼれ 水
4	建築工事業	7月	男	60代	RC造6階建てマンション建築現場の2階から3階にかかる階段部分において、脚の長さを変えられる立ち馬の足の片方を3階床面に、もう片方を下り階段の1段目に置き、当該立ち馬上で左官作業を行っていた被災者が、2階と3階の間の踊り場に倒れているところを発見された。病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。	転落 作業床
5	小売業	9月	男	50代	被災者は2階建てアパートのガス給湯器の更新作業を行うため、地上高さ約4mの壁面にある既設給湯器をはしごを立てかけ取り外した。次に新規給湯器を同一場所に取り付けるため、重さ約20kgの給湯器をはしごに滑らせるように設置場所まで持ち上げ、固定ビスに引っ掛けようとしたところ、バランスを崩して給湯器とともに地上に墜落した。	墜落 はしご

令和3年3月末 確定